

令和8年度渋川市空家解体事業補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

<p>交付目的</p>	<p>市民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境、定住環境の形成及び保全並びに土地の利活用を図るため、市内に存する空家の解体を行う者に対し、解体工事に要した費用の一部を補助します。</p>
<p>内容</p> <p>補助対象事業</p>	<p>1 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる条件を満たす空家（居住する住宅の敷地内にある附属建築物等を除く。）の解体工事です。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>（1） 空家の全部を解体するもの</p> <p>（2） 解体工事を市内に事業所を有する法人又は個人事業主が施工するもの</p> <p>（3） 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条及び第4条の2にもとづいた手続きを行うもの</p> <p>（4） 工事費（消費税及び地方消費税を含む。）が20万円以上のもの</p> <p>2 上記のほか、空家の敷地内にある附属建築物等（車庫、倉庫、物置、門、塀、植栽等を含む）を同時に解体する場合、これらを含めます。</p>
<p>補助対象空家</p>	<p>1 補助の対象となる空家（以下「補助対象空家」という。）は、次のいずれかに該当するものとします。</p> <p>（1） 空家の期間が概ね1年以上のもの</p> <p>（2） 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に定められた特定空家等とされたもの</p> <p>2 空家は次のいずれにも該当するものとします。</p> <p>（1） 市内に存する空家で個人が所有するもの</p> <p>（2） 空家に所有権以外の権利が設定されていないもの</p> <p>（3） 公共事業による移転等の補償の対象でないもの</p>
<p>補助対象者</p>	<p>1 補助対象事業を実施する次に掲げる条件をすべて満たすものです。</p> <p>（1） 空家の所有者若しくはその相続人又はそれらの者から補助対象事業の実施に係る同意を受け、自身の費用で解体する個人</p> <p>（2） 次に掲げるものを滞納していないこと。</p> <p>ア 市区町村税（住民基本台帳法（昭和42年法律第81</p>

		<p>号)に基づく住民基本台帳に記録(以下「住民登録」という。)した市区町村のもの)</p> <p>イ アに掲げるもののほか、市外に住民登録がある者で、本市の市税が課税されているものにあつては、当該市税</p> <p>(3) 渋川市暴力団排除条例(平成24年渋川市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>2 上記にかかわらず、渋川市空家活用支援事業補助金の交付を受けた者又は受ける予定の者その他市長が不適当と認める者は、補助対象者から除きます。</p>
	補助対象経費	<p>補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を実施するために要した経費(消費税及び地方消費税を含む。)とします。</p>
	交付金額	<p>1 補助金の額は、補助対象経費の10分の1とし、20万円を限度とします。</p> <p>2 補助対象空家が居住誘導区域内にある場合は、前項で算出した補助金の額に10万円を加算するものとする。</p> <p>3 上記の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。</p>
	予算額	<p>この補助金の事業全体の補助限度額は、650万円です。限度額に達した時点で受付を終了します。</p>
交付 手 続 等	交付条件	<p>補助金の交付は、同一年度につき1回限りとします。</p>
	交付申請の方法、 時期等	<p>補助対象事業に着手する前日までに建築住宅課へ書面の提出にて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市空家解体事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 空家の写真</p> <p>(2) 解体工事見積書の写し</p> <p>(3) 売買契約書の写し(空家を購入した場合に限る。)</p> <p>(4) 同意書(様式第2号)(申請者が同意を受けた場合に限る。)</p> <p>(5) 住民票の写し(市外に住民登録がある場合に限る。)</p> <p>(6) 市区町村税の滞納のない証明書又はこれに代わるもの(本市が渋川市税の納税状況を確認することに同意する場合は除く。)</p> <p>(7) 空家の登記事項証明書又はこれに代わるもの</p> <p>(8) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注1】(6)に掲げる書類は、申請時に住民登録をしている市区町村のものとする。</p>

	<p>【注2】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> <p>【注3】書類審査の他に、必要に応じて現地調査等を行う場合があります。</p>
交付決定の時期等	<p>申請のあった日から10日以内に交付決定します。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市空家解体事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知します。</p>
変更交付申請の方法、時期等	<p>申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市空家解体事業補助金変更交付申請書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>(1) 渋川市空家解体事業補助金交付（不交付）決定通知書又は渋川市空家解体事業補助金変更承認（不承認）通知書の写し</p> <p>(2) 見積書、請求書等の写し（金額が変更の場合に限る。）</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p>
変更の承認	<p>変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市空家解体事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により通知します。</p>
工事中止の方法	<p>補助金の交付決定を受けた者が、工事を中止するときは、渋川市空家解体事業補助金工事中止届出書（様式第6号）に渋川市空家解体事業補助金交付（不交付）決定通知書又は渋川市空家解体事業補助金変更承認（不承認）通知書の写しを添えて提出してください。</p>
承継申請の方法、時期等	<p>補助金の交付決定を受けた者が死亡した場合は、その相続人（以下「承継者」という。）が承継することができます。</p> <p>渋川市空家解体事業補助金承継申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。</p> <p>(1) 渋川市空家解体事業補助金交付（不交付）決定通知書又は渋川市空家解体事業補助金変更承認（不承認）通知書の写し</p> <p>(2) 交付決定を受けた者との続柄が確認できる書類の写し</p> <p>(3) 住民票除票又は死亡が確認できる証明書の写し</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
承継の承認	<p>承継申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市空家解体事業補助金承継承認通知書（様式第8号）により承継者に通知します。</p>
	<p>補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又は</p>

実績報告の方法、 時期等	<p>その日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、 渋川市空家解体事業補助金事業完了実績報告書（様式第9号）に 次に掲げる書類を添えて、提出してください。</p> <p>(1) 渋川市空家解体事業補助金交付（不交付）決定通知 書又は渋川市空家解体事業補助金変更承認（不承認）通知 書の写し</p> <p>(2) 領収書又は支払が確認できる書類の写し</p> <p>(3) 工事完了後の写真</p> <p>(4) 石綿障害予防規則第4条の2第1項の事前調査の結 果等の報告の写し（解体部分の床面積の合計が80㎡以上 であるものに限る。）</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法 律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（建 設系廃棄物マニフェスト（E票））の写し又はこれに代 わるもの</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注1】（4）の書類は、石綿障害予防規則第4条の2第1項 に基づき、事前調査の結果等の報告書の写しを提出してくださ い。</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じ て現地調査を行い、報告内容が補助金の交付の決定内容及びこ れに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市空家解体事 業補助金確定通知書（様式第10号）により交付すべき補助金 の額を確定します。</p>
請求の方法	<p>渋川市空家解体事業補助金請求書（様式第11号）により請 求してください。</p>
交付決定の取消し	<p>次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又 は一部が取り消されます。この場合は、空家解体事業補助金交 付決定取消通知書（様式第12号）により通知します。</p> <p>(1) この要綱に規定する要件に該当しなくなったとき</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受 けたとき。</p> <p>(3) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(4) この要綱の規定に違反したとき。</p>
補助金の返還	<p>補助金の交付決定を取り消した場合、既に補助金が交付され、 次のいずれかに該当する場合は、指定された期限までに、補助 金を返還しなければなりません。この場合、渋川市空家解体事 業補助金返還命令書（様式第13号）により通知します。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り 消された場合は、取消しに係る部分の金額</p>

	(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
申請書等の様式	渋川市空家解体事業補助金交付申請書（様式第1号） 同意書（様式第2号） 渋川市空家解体事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号） 渋川市空家解体事業補助金変更交付申請書（様式第4号） 渋川市空家解体事業補助金変更承認（不承認）通知書（様式第5号） 渋川市空家解体事業補助金工事中止届出書（様式第6号） 渋川市空家解体事業補助金承継申請書（様式第7号） 渋川市空家解体事業補助金承継承認通知書（様式第8号） 渋川市空家解体事業補助金完了実績報告書（様式第9号） 渋川市空家解体事業補助金確定通知書（様式第10号） 渋川市空家解体事業補助金請求書（様式第11号） 渋川市空家解体事業補助金交付決定取消通知書（様式第12号） 渋川市空家解体事業補助金返還命令書（様式第13号）
取扱担当課	渋川市役所建築住宅課（第二庁舎） 電話 0279-25-7191（直通） 0279-22-2111 メールアドレス ken-juu@city.shibukawa.gunma.jp